

第26期東京都自然環境保全審議会
第2回鳥獣部会
速 記 録

令和6年2月2日（金）午後2時～

WEB会議

(午後2時00分開会)

○松岡計画課長 お待たせいたしました。それでは、第2回「鳥獣部会」を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は環境局自然環境部計画課長の松岡でございます。

本日はWEBでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声途切れる場合がありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。何か不具合がありましたら、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続きまして、会議中のお願いでございますが、会議中は常にカメラをオフにし、マイクはミュートの状態としていただきますようお願いいたします。御発言になる場合には、Zoomの挙手機能を使用してお知らせください。部会長が指名いたしましたら、カメラをオンにして、ミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、定足数について御報告いたします。

本日は、鳥獣部会に所属する委員、臨時委員7名中6名の方に御出席いただいております。規定により会議は成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしましたら、カメラをオンにして、ミュートを解除してお返事いただきますようお願いいたします。

山崎晃司部会長でございます。

○山崎（晃）部会長 山崎です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

石井委員でございます。

○石井委員 石井です。よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

入交委員でございます。

○入交委員 よろしくお願いいたします。

○松岡計画課長 よろしくお願いいたします。

田尻委員でございます。

○田尻委員 よろしくお願いいたします。

- 松岡計画課長 よろしくお願いいたします。
山崎靖代委員でございます。
- 山崎（靖）委員 よろしくお願いいたします。
- 松岡計画課長 よろしくお願いいたします。
八尾委員でございます。
- 八尾委員 八尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入ります。
- 松岡計画課長 よろしくお願いいたします。
皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。
続きまして、事務局の幹部職員を御紹介いたします。
環境局自然環境部長の和田でございます。
- 和田自然環境部長 和田でございます。よろしくお願いいたします。
- 松岡計画課長 自然環境部野生生物担当課長の佐藤でございます。
- 佐藤野生生物担当課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 松岡計画課長 多摩環境事務所自然環境課長の三浦でございます。
- 三浦自然環境課長 自然環境部長、三浦です。よろしくお願いいたします。
- 松岡計画課長 本日は傍聴の申出があり、Webで傍聴されますのでお知らせいたします。
それでは、これからの議事進行は部会長にお願いしたいと思います。
- 山崎部会長、審議の開会をお願いいたします。
- 山崎（晃）部会長 それでは、これから第26期東京都自然環境保全審議会第2回の鳥獣部会を開催いたします。
本日ですけれども、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、本審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、Webでの傍聴を認めたいと思います。事務局は傍聴人を入室させていただけますか。
- 事務局 事務局です。
今、処理が完了しました。
- 山崎（晃）部会長 ありがとうございます。
それでは、会議を始めたいと思います。
本日の審議案件ですけれども、諮問第485号「奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」になります。
では、初めに事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○松岡計画課長 承知いたしました。

委員の皆様には資料を事前にメールで送付させていただいておりますが、お手元にございますでしょうか。もしお手元にない場合は、環境局ホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。URLはチャットを御覧いただければと思います。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1が「奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」。

資料2が「東京都指定奥多摩鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】（素案）」になります。

そのほかに参考資料1が「鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について」、参考資料2が「鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ」となります。それから、会議次第と委員名簿となります。

資料は以上となります。よろしいでしょうか。

それでは、資料の確認は以上になります。

○山崎（晃）部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、審議を始めたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤野生生物担当課長 野生生物担当課長の佐藤です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について御説明いたします。

資料1で御説明していきたいと思います。

まず位置ですが、東京都西多摩郡奥多摩町、雲取山のところでございます。

面積は1,173ヘクタール。

現指定期間が平成16年11月1日から令和6年10月31日までとなっております。

指定目的でございますけれども、奥多摩の鳥獣保護区特別保護地区ですが、コメツガ等を主とした亜高山性の樹木が優占しておりまして、原生的な自然が数多く残されているところでございます。また天然記念物に指定されているヤマネや東京都版レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠAに指定してございますハククマなどが存在しているところでございます。このような多種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な区域でございます。そのため当該区域奥多摩鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があるということで、特別保護地区に指定しているところでございます。

次に、2の指定期間の更新でございます。

存続期間ですが、令和6年11月1日から令和26年10月31日までの20年間で予定してまいります。

保護に関する方針でございますが、アイウエの4つ載せてございます。

まずア、鳥獣保護管理法に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境の保全。

イでございますが、特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。

ウ、入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限にするために、職員や鳥獣保護管理推進員による巡視をするとともに、奥多摩町や関係機関との連携を図り、普及啓発活動に取り組む。

最後に、指定の10年後、20年間の指定期間の中間の部分でございますが、生息環境の変化などを把握するため調査を実施するとなっております。

3番ですが、指定までのスケジュールを御説明いたします。

特別保護地区の存続期間を今回延長する御審議をいただくわけなのですが、その場合には自然環境保全審議会への付議を要するとされております。このことを受けまして、先般12月に諮問しているところでございます。また今日鳥獣部会で御審議いただくところでございますが、この後、都が実施した、現在もまだ冬季の調査を取りまとめ中で、そういったものの調査結果を取りまとめて指定計画書に反映していくというところです。今日、後ほど御説明しますが、指定計画書の素案も作成したところでございます。本日の部会で指定計画書の素案を御検討いただきまして、承認いただければ指定計画書（案）として進めていく段取りです。その後、ここにお示ししているとおり関係地方公共団体等への意見照会をやりまして、その後、縦覧・告示といった形で進めていくところでございます。できれば来年度6月から8月あるいはできれば早い段階で鳥獣部会の2回目を実施したいなと思っております。その後、本審を経まして決定いただく、最後に環境省に届け出るというようなスケジュールで考えているところでございます。

資料2の指定計画書（素案）について若干補足の説明をさせていただきます。

まず1から3の概要の部分につきましては、今、資料1で御説明したとおりの内容となっております。

4でございますが、指定区域における鳥獣の生息状況ということで、地形・地質、植生、動物相等につきましてより詳しく記載させていただいております。

またこの後のほうですが、別表2と別表3がございまして、そちらで鳥類、哺乳類のリス

トをそれぞれ掲載させていただいております。これは東京都における鳥獣保護区生息状況調査委託を今年度令和5年度実施しているところですが、あと先ほどお話しした10年目のときに調査を行うという平成27年度の調査、その2つの調査に基づきまして作成したものでございます。着色箇所は今年度令和5年度の調査で見られた種でございます。先ほど御説明しましたが、現在、冬季の実態調査の取りまとめ中でありまして、今後冬季の調査や文献調査等の結果もまたさらに反映させていく予定でございます。

なお、今回の調査に当たりましては、標準地植生調査、夏季と冬季の観察、センサーカメラの撮影、捕獲調査、夜間調査などを実施したところでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○山崎（晃）部会長 御説明ありがとうございました。

ただいま事務局から資料について説明いただきましたけれども、この説明についての御質問あるいは御意見などがありましたら、Zoomの挙手機能を使用して手を挙げていただきたいと思っております。そうしたらこちらから指名させていただきますので、カメラをオンにすることとミュートを解除してから御発言をお願いいたします。御意見のある方はお願いいたします。

石井委員、よろしくをお願いいたします。

○石井委員 石井です。

資料2の今、出ています別表3のところなのですが、幾つか見落としがあるのでコメントしたいのです。

最初に、見落としというよりは、1行目と2行目に「モグラ科の一種」「トガリネズミ」とありますね。2行目の「トガリネズミ」は3行目の「シントウトガリネズミ」と同じですので、「トガリネズミ」を削除していいと思います。それから、「モグラ科の一種」は、私も文献に当たっていないのですが、ミズラモグラの記録がありますので、それではないかなと思うのです。正確に保護区または特別保護地区に記録地点が一致するかどうか分からないところがあるのですが、恐らくミズラモグラだと思います。

それから、コウモリ類が4種挙がっていますが、このほかにまさに特別保護地区での記録が選定基準4の東京都レッドリストの最新版に掲載されています。2020年だったかな。そのリストにシナノホオヒゲと、このレッドリスト作成の過程で新発見されたクビワコウモリとカグヤコウモリの2種、この3種が再指定する保護区で確認されているので、それをつけ加える必要があるということです。いずれも、いま申し上げた3種、シナノホオヒゲ、クビワコウモリ、カグヤコウモリは西多摩地区のEN、東京都全体でもENに該当しますので、そ

のこともつけ加えていただく必要があると思います。

あとはちょっと怪しいというか、この地区に入るか入らないかが分からないミズラモグラの記録がありますが、取りあえず、いま申し上げたコウモリ3種は入ってくると思いますので、つけ加えていただければと思います。

以上です。

○山崎（晃） 部会長 石井委員、ありがとうございました。

まずモグラ目についてリストを整理することと、コウモリ3種、東京都のレッドリストで記載されているということですので、事務局でぜひ御検討いただければと思います。リストはまだこれから充実させるということでしたので、今回の石井委員の御指摘も含めてよろしくお願ひいたします。

石井委員、よろしいでしょうか。

○石井委員 はい、よろしくお願ひいたします。

○山崎（晃） 部会長 それでは、次、田尻委員、お願ひいたします。

○田尻委員 田尻です。よろしくお願ひいたします。

私は別表2で幾つか確認したいところがあるのですが、灰色になっているところが令和5年の調査で記録されたもので、冬の調査はまだ反映されていないと伺っているのですが、冬ではなくて夏の間に見られる種類の鳥がなくて、これはいないことはないのではないかなという鳥が抜けていたりもするのですが、これは調査方法が前回と今回で何か変わったとかいったものの反映なのか、調査方法が変わったのかどうかだけ教えていただけますでしょうか。

○山崎（晃） 部会長 田尻委員、御質問ありがとうございます。

事務局のほうで調査方法についていかがでしょうか。

○佐藤野生生物担当課長 調査方法については特段前回と大きな違いはないと認識しております。ただ、我々も夏の調査でこの部分を確認できたよという報告をいただいでいて、そのとおりにしているところなのですが、今、田尻委員から絶対見るはずだけれどもなという、恐らくその意味合いでの御質問かと思ひます。調査方法についてはいま一度確認しますが、前回とそれほど大きな違いはない調査をやっていると考へておひます。今の田尻委員の、当然観察されるはずなのだけれどもなという部分につきましては、もう一度委託のコンサルタントにも確認したいと思ひておひます。すみません、よろしくお願ひします。

○山崎（晃） 部会長 佐藤さん、ありがとうございました。

田尻委員のほうで、これはいるのではないかという具体的な種名が今、分かれば、幾つか挙げていただくことはできますか。

○田尻委員 例えばヒヨドリとか年中いるだろうなという種類が灰色になっておらず、ほかにも幾つか夏の鳥でいるのですけれども、例えば調査時期の天候の影響を受けてしまっていることも考えられるので、必ずしも何かおかしいことがあるとかいうことではないのですけれども、今回の結果を踏まえて、例えば20年後の更新のときにリストの表示が変わってくるのではないかなというのがありますので、その辺は注意したほうがいいのかと思ったのでお聞きしました。

○山崎（晃）部会長 ありがとうございます。

いておかしくない鳥が抜けている可能性があるということでしたので、事務局のほうで調査を委託している会社に確認いただいたり、過去の文献等を当たっていただいて、次回までにまたより一層ブラッシュアップしていただければと思います。

○佐藤野生生物担当課長 そのようにいたします。

○山崎（晃）部会長 よろしく願いいたします。

田尻委員と石井委員、手が挙がっていますが、これは先ほどのご質問時の降ろし忘れでしょうか。

○石井委員 石井です。

もう一つ忘れたことがあったのですが、資料1にも言及されているヤマネなのですが、最新のレッドデータブックの分布図を見ると、今回の保護区の、特に特別保護地区かな、そこではないのかなというところに点が落ちています。全体的な、基本的なことなのですが、今回指定の延長ですけれども、20年に一遍で、調査も10年に一遍ということなのですが、鳥獣保護区、特に特別保護地区があるところはどういう動物がいるかということを中心に調べておくのはかなり重要なことだと思いますので、いるものについては確実に押さえていくような、予算的なこともあると思いますけれども、そういう調査をしていただきたいということと、ヤマネでもう一つ言い忘れたことは、ヤマネの記録は場所が保護区内か怪しいということのほか、2000年より前の記録なのです。間違いなくまだいると思いますけれども、10年ないし20年に一遍、こういうタイミングで、過去に記録されたものでも、過去の記録から大分時間がたっているものについてはできるだけ再確認に努めるということを考えていただけないかなと思います。

以上です。

○山崎（晃） 部会長 石井委員、ありがとうございます。

今回コウモリ3種がレッドリスト調査の関係で見つかっていますけれども、また10年先に見つかるとかはなかなか分からないところもありますし、この辺りの種の生息確認の精度を高めることについて、事務局のほうで何かアイデアはございますか。

○佐藤野生生物担当課長 今、石井委員から本当に耳の痛い御指摘をいただいたところですが、石井委員からもお話が出ましたけれども、予算の関係もあるのだろうけれどもというお話をいただきました。そういう部分も正直ないわけではないのですけれども、ただ御指摘いただいた先ほどのコウモリ類であるとかネズミ類であるとか、あと我々自身が所管しているレッドリストからの、それに掲載されている種についてという御指摘ですので、確かにその意味ではこのリストに掲載するということではいろいろ把握が、確認が十分ではなかったかなと反省しております。この後、取りあえず冬季の調査結果もこれから取りまとめていくところもありまして、たしか前回のときにも調査についてもうちょっとという御指摘をいただいた記憶がございますが、今後調査も、こんなことを言うては何ですが、予算要求という部分でもできるだけ拡充の形も検討していきながら、より詳細な調査をできるように進めたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○石井委員 石井ですけれども、もう一言いいですか。

いろいろなことをコメントしましたけれども、一方、さっきレッドリストの現地調査という話をしましたけれども、雲取山周辺ですけれども、そちらでコウモリとネズミについては調査しているわけです。だから直近でそういう調査があるので、その部分については特に繰り返してやらなくてもいいというような考え方もあると思いますので、既にある情報を精査して、ヤマネは特別な調査をしないと確認できないのですけれども、いろいろ工夫してできるだけこの地区にどういう鳥獣がいるか定期的に押さえていくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○山崎（晃） 部会長 石井委員、ありがとうございます。

ヤマネは例えば雲取山荘とかに聞き取りをしても、記録なんかがあるかもしれないです。そういう補完調査もぜひよろしく願いいたします。

山崎靖代委員、よろしく願いいたします。

○山崎（靖） 委員 すみません、以前も伺ったかもしれないのですけれども、こちらを指定されているということは、所有者の方にはお知らせが行くものなのではないかということと、

あともしかしたらこちらは水道局さんがお持ちになっているのかもしれませんが、所有者の方にお知らせが行くのかということと、もし個人の方が所有していた場合に、こういうふうに指定されたときには、税制的にと言うと大変あれなのですけれども、固定資産税とかが優遇されることはあるのでしょうか。

以上です。

○山崎（晃） 部会長 御質問ありがとうございます。

民有地が含まれていたらということだと思うのですが、事務局はこの辺りいかがでしょうか。

○佐藤野生生物担当課長 事務局です。

まず今回の場所に民有地といいますか、民有林が含まれているかということなのですが、そこについてはこの場所は東京都水道局の水源林のところですので、そういった意味では今回の奥多摩の部分については水道局になります。

また指定された際に、ここの場所は鳥獣保護区ですよ、鳥獣特別保護地区ですよということを所有者の方にお知らせというものは、当然通知させていただきます。ただ、今、山崎委員からお話のあった鳥獣保護区に指定されたから何か、例えば固定資産税の減免であるといったところにつながる措置があるのかということなのですが、恐らくそういった税制上の減免措置みたいなものはないのかなと思っておりますが、この場で確実なことがお答えできないので、後ほどこちらで確実な部分を確認したら山崎委員に御連絡を差し上げたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○山崎（靖） 委員 分かりました、ありがとうございます。

○山崎（晃） 部会長 事務局からの御説明ありがとうございます。

ほかに御質問は、田尻委員、もう一回ですか。

○田尻委員 今の山崎靖代委員のお願いに関して同じなのですが、自然共生サイトとか環境省でもやられていて、その優遇措置みたいなものを検討されておりますので、私も関心があるものですから、もしよろしければ山崎靖代委員へのお答えを私にも教えていただきたいのですが、それは可能でしょうか。ちょっと直接の議題ではなくて申し訳ないです。

○山崎（晃） 部会長 事務局、いかがですか。あるいは次回の会議でご回答でもよろしいかと思いますが。

○佐藤野生生物担当課長 もちろん田尻委員にも今の山崎靖代委員からの御質問の御回答に

ついてはお伝えいたします。

○田尻委員 ありがとうございます。

○山崎（晃）部会長 では、事務局のほうでよろしく願いいたします。また機会があれば、差し支えのない部分だけで結構ですけれども、次回の会議で全員に共有していただければと思います。

ほかの委員の方、いかがですか。八尾委員あるいは入交委員、何か御意見等はございますか。

○入交委員 入交です。

特にありません。ありがとうございました。

○山崎（晃）部会長 ありがとうございます。

八尾委員はいかがでしょう。

○八尾委員 八尾でございます。

特にございません。恐れ入ります。

○山崎（晃）部会長 ありがとうございます。

今回再指定ということですし、御質問もリストについての御質問だったと思います。冒頭佐藤課長からも御説明がありましたけれども、まだこれから充実させていくということですので、次回の委員会で再度最終的なリストを拝見できればいいのかなと思います。

ほかにはもうよろしいでしょうか。

それでは、今日は時間が非常に早いのですけれども、ないようでしたら以上をもちまして第2回の鳥獣部会を閉会させていただきます。

傍聴人の方がいらっしゃったと思いますけれども、御退場をお願いいたします。

退場されましたか。よろしいですか。退室されましたか。

○事務局 はい。

○山崎（晃）部会長 それでは、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○松岡計画課長 事務局からの連絡事項等は特にございません。

本日は御審議いただきましてありがとうございます。

（午後2時32分閉会）